

新座市公共施設等総合管理計画(素案)の概要

1 公共施設等総合管理計画策定の目的について (新座市公共施設等総合管理計画 P1～5 関係)

本市の公共施設等の多くは整備後30年以上が経過し、近い将来には更新が集中する時期が訪れると見込まれています。また、今後は少子高齢化による人口構成の変化などに伴う公共施設等の利用需要の変化も見込まれることから、市の財政状況も考慮しながら、公共施設等の在り方について総合的に検討することが求められています。

そのため、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの計画的な実施と、それに伴う財政負担の軽減・平準化に向けて、適正な「アセットマネジメント(資産管理)」を推進していくため、平成28年度からの30年間にわたる公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めるために「新座市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

2 公共施設等の現況及び将来の見通しについて (新座市公共施設等総合管理計画 P6～21 関係)

公共施設等の現況

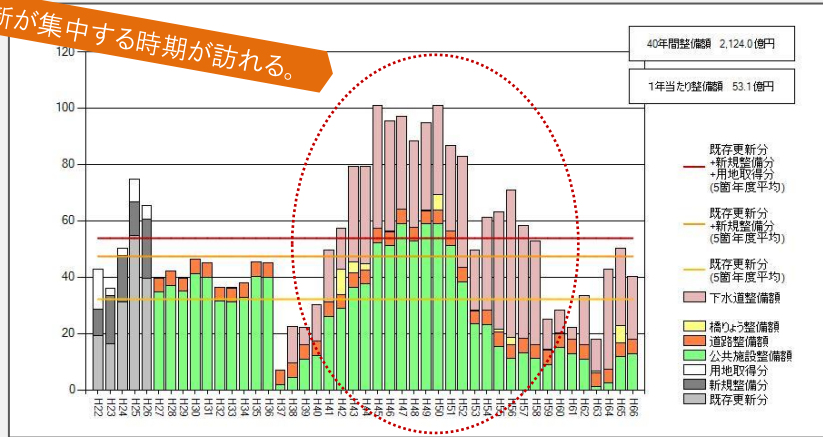
【 公共建築物 】

- 施設数 133施設
- 施設の床面積 約24万㎡
 - 学校施設65.4%
 - 集会施設8.0% など

【 インフラ資産 】

- 道路
 - 一般道路 約327km
 - 自転車・歩行者道 約32km
- 橋りょう 約1.3km
- 上水道 約398km
- 下水道 約701km

将来的には更新が集中する時期が訪れる。



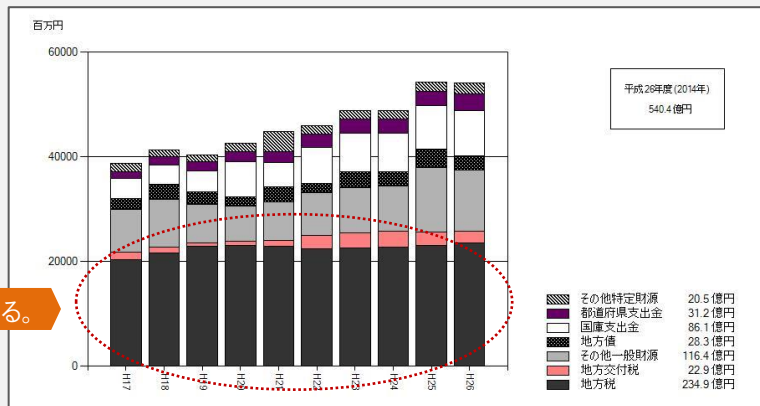
※上水道整備額については、企業会計であるため、グラフに含めていません。

人口の見通し

※ 人口の見通しに関するグラフについては、現在推計作業中の平成72年(2060年)までの将来人口の推計などを行う新座市人口ビジョンの策定に合わせて掲載します。

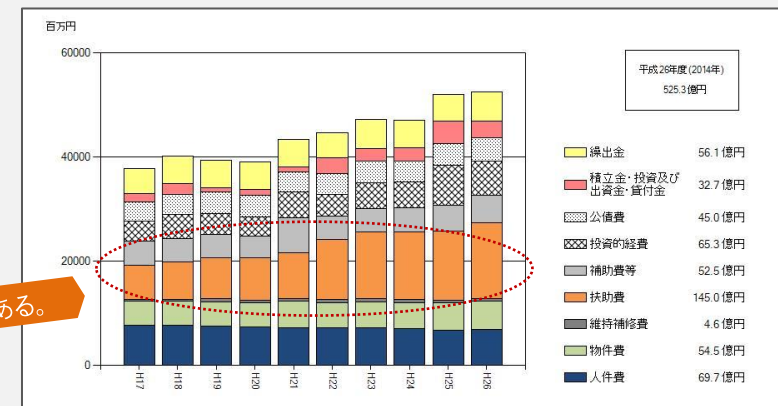
財政の見通し

【 歳入 】



市税は横ばい傾向にある。

【 歳出 】



扶助費が増加傾向にある。

今後は、少子高齢化の進行により、市税の減少や扶助費の増加が起こり、投資的経費及び維持補修費に充当される財源の確保が困難になることが想定される。そのため公共施設等の適正なアセットマネジメント(資産管理)が必要となる。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の現状に対する課題を解決していくためには、中長期的な視点を持って、効果的、効率的に資産管理を行っていく必要があることから、以下の3つの基本的な考え方に基づき、適正なアセットマネジメント(資産管理)を推進していきます。

1 公共施設等の
総量の適正化

【 基本的な考え方 】

- ① 公共建築物の再配置(スクラップ・アンド・ビルド)の推進
公共建築物の更新を行う際には、既存施設と同様の施設への更新ではなく、少子高齢化の進行や社会情勢の変化、市民ニーズの多様化などの将来の見通しを踏まえて、公共施設の利用需要や機能需要等の需要分析を的確に行い、複合化、集約化、用途変更、廃止及び統廃合などの再配置を行うことによる施設総量の適正化を図ります。
また、再配置に伴い整備する施設については、将来の人口構成や市民ニーズの変化等に伴う利用形態の変更に柔軟に対応できるよう、汎用性の高い施設構造及び仕様とするなど、将来にわたって費用対効果の高い公共建築物として有効活用を目指します。
- ② 公共建築物の統廃合等に伴う跡地の活用
統廃合等により廃止された公共建築物については、積極的に除却を進めるとともに、アセットマネジメントの推進等に活用する財源を確保するため、原則として跡地を売却します。また、既存公共建築物において既に供用がなされていないものについても同様の取扱いとします。
- ③ 民間資産の活用及び民営化の検討
公共建築物の総量(床面積)の縮減のためには、「市で保有しない」ことも一つの方策です。そこで、市内の民間資産を借用し、公共施設として市民に提供するなど総量の縮減に向けた取組について検討してまいります。また、本市では、公共建築物の管理運営を代行させる指定管理者制度を積極的に導入していますが、施設の運営面の民営化だけでなく、所有権の移転を伴う民営化についても、施設総量の縮減につながる新たな手法として検討していきます。
- ④ インフラ資産の総量及び管理に係る投資額の維持
インフラ資産は、市民生活等における重要な基盤であるため、現状の保有量、現状の施設管理に係る投資額の維持を基本とします。将来の土地区画整理事業の実施や新たな開発等に伴う新規整備に当たっては、財政状況を勘案する中で、適正な整備を図ります。

2 長寿命化の推進に
よる財政負担の平準化

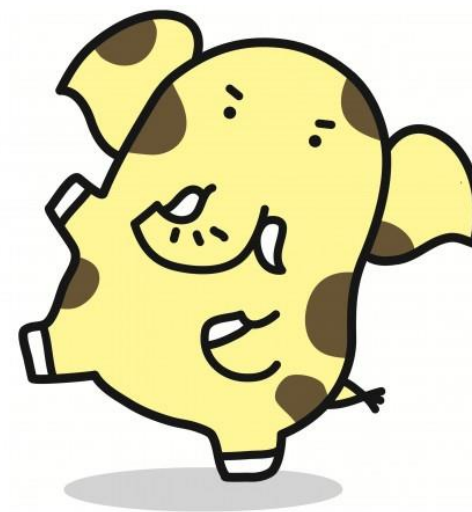
【 基本的な考え方 】

- ① 「予防保全型」維持管理によるライフサイクルコストの削減
施設における重大な損傷が表面化してから対応を行う従来の「事後保全型」維持管理から脱却し、施設特性を考慮した上で、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が出現する前、又は損傷が軽微な早期の段階で予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型」維持管理を積極的に推進します。
また、予防保全型維持管理は、施設の致命的な損傷に至る前に対応する手法であることから、施設利用者の安全確保の観点からも推進を図ります。
予防保全型維持管理の推進に当たっては、今後維持していく施設の状態を的確に把握する必要があります。そのため、定期的に点検、診断を行い、その結果に基づく必要な措置を着実に講じるとともに、これらの取組を通じて得られた施設の現況や措置履歴等の情報を記録、保管し、次の点検等に活用するという仕組みを構築します。
- ② 長寿命化の推進による財政負担の平準化
予防保全型維持管理の推進により、施設の老朽化のスピードを鈍化させ、耐用年数を延ばすことで、更新時期の集中を回避し、財政負担の平準化を図っていきます。
a 公共建築物
国が設定する耐用年数[※]は、鉄筋コンクリート造(RC造)などの建築物で60年ですが、この60年を基準にすると、図2—4—(2)で示したとおり、昭和40年代中盤から50年代に集中的に整備された公共施設の更新需要の大きな波が、平成40年代半ばから平成50年代前半にかけて到来すると見込まれており、局所的に多額の財政負担が生じる状況です。
そこで、公共建築物については、予防保全型維持管理を計画的に推進してライフサイクルコストの縮減及び長寿命化を図るとともに、必要に応じて計画的な更新の前倒しを行うことで、財政負担の集中を回避し、負担をならしていく平準化に取り組んでいきます。
b インフラ資産
インフラ資産については、道路、橋りょう、上水道及び下水道の種別ごとの特性や施設の重要性等を考慮した予防保全型維持管理を計画的に推進することにより、ライフサイクルコストの縮減及び長寿命化を図っていくことで、財政負担の集中を回避し、後年度に負担をならしていく平準化に取り組んでいきます。

3 新たな公共建築物の
建設を限りなくゼロに

【 基本的な考え方 】

新たな公共建築物については、将来の世代に負担を残すこととなるため、原則として建設を行いません。
なお、新規整備が必要な場合は、中長期的な公共建築物の総量(床面積)に配慮しつつ、将来のまちづくりの方向性や市民ニーズの分析、費用対効果などを考慮して行うとともに、周辺の公共建築物の状況等を踏まえた複合化や集約化を図ることを基本とします。



3 公共施設等の管理に関する基本的な方針について (新座市公共施設等総合管理計画 P22～29関係)

公共施設等の長寿命化、施設総量の適正化や予防保全型維持管理などの取組を推進するための実施方針

公共建築物及びインフラ資産の長寿命化や施設総量の適正化などを目指し、予防保全型維持管理に重点を置いて取組を推進するための実施方針を以下のとおり整理します。

【 実施方針(公共建築物) 】

項目	内容
① 点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家などによる点検・診断のほか、職員による日常的な点検を実施し、施設の劣化状況の把握に努めるとともに、その結果を踏まえた修繕や改修の実施により、予防保全型維持管理を推進します。
② 維持管理・修繕・更新の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理に掛かる費用や業務内容を分析し、計画的な維持管理・修繕を推進するとともに、指定管理者制度*の導入などの民間事業者の持つ知識、経験及び技術を活用するなど維持管理に掛かる費用の縮減を図るとともに、施設使用料などの適正化を図ります。 ・ 将来の財政負担の縮減及び平準化を図るため、ライフサイクルコストの縮減と更新時期の集中化の回避を図ります。 ・ PPPやPFIなどにより民間事業者の持つ知識、経験及び技術を活用し、施設の維持管理などにおける官民の連携を図り、将来の財政負担の縮減と行政サービスの維持・向上を図ります。
③ 安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家などによる点検・診断のほか、職員による日常的な点検を実施し、施設の劣化状況の把握に努めます。また、その結果危険性が確認された施設については、利用状況や危険度などを踏まえ計画的な修繕及び除去などを検討し、安全確保に努めます。
④ 耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断を実施し、施設の耐震性能の把握に努めます。また、その結果危険性が確認された施設については、利用状況や危険度などを踏まえ、施設の耐震化を図ります。
⑤ 長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防保全型維持管理の推進により、施設に重大な損傷や致命的な損傷が生じる前に修繕を講じ、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。
⑥ 統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化が著しい施設については、必要性を見極めた上で周辺施設の立地状況を踏まえながら、複合化や更新を図ります。また、将来的な施設の利用需要の変化等を踏まえ、近隣市との相互利用や共同運用などによる効率的な施設配置を図り、市民ニーズへの対応を検討します。 ・ 市民ニーズや費用対効果などを踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ、厳しい財政状況などを考慮し、施設総量の適正化を図ります。
⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の計画的な管理を推進していくためには、行政内部のみならず受益者である市民等の理解と協力が不可欠であることから、積極的な情報開示に努め、施設に関する情報や課題の共有を図ります。 ・ PPPやPFIなどにより民間事業者の持つ知識、経験及び技術を活用し、施設の維持管理などにおける官民の連携を図り、行政サービスの維持・向上を図るための体制の構築を目指します。

【 実施方針(インフラ資産) 】

項目	内容
① 点検・診断等の実施方針	左述の公共建築物の実施方針に準拠します。
② 維持管理・修繕・更新の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理に掛かる費用を分析し、道路、橋りょう、上下水道及び公園などといった施設ごとの特性を考慮した計画的な維持管理・修繕を推進するとともに、維持管理に掛かる費用の縮減を図ります。 ・ 将来の財政負担の縮減及び平準化を図るため、ライフサイクルコストの縮減と更新時期の集中化の回避を図ります。 ・ PPPやPFIなどにより民間事業者の持つ知識、経験及び技術を活用し、施設の維持管理などにおける官民の連携を図り、将来の財政負担の縮減と行政サービスの維持・向上を図ります。
③ 安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家などによる点検・診断を実施し、施設の劣化状況の把握に努めます。また、その結果危険性が確認された施設については、利用状況や危険度などを踏まえ計画的な修繕及び撤去などを検討し、安全確保に努めます。
④ 耐震化の実施方針	左述の公共建築物の実施方針に準拠します。
⑤ 長寿命化の実施方針	左述の公共建築物の実施方針に準拠します。
⑥ 統合や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な施設の利用需要の変化等を踏まえ、近隣市との相互利用や共同運用などによる効率的な施設配置を図り、市民ニーズへの対応を検討します。 ・ 市民ニーズや費用対効果などを踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ、厳しい財政状況などを考慮し、施設総量の適正化を図ります。
⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	左述の公共建築物の実施方針に準拠します。

取組体制の構築及び情報管理・共有方策

【 取組体制の整備 】

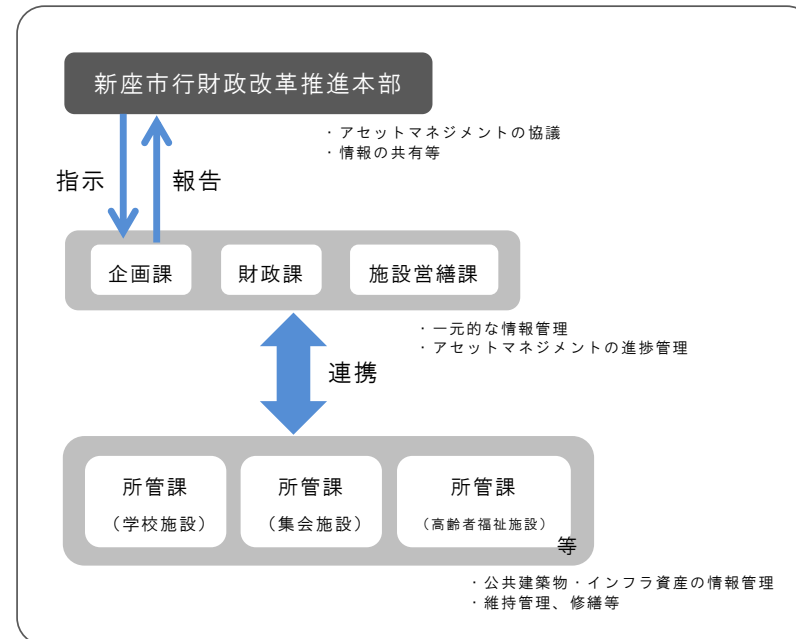
アセットマネジメントを推進するため、右図のとおり、実際に事業を行う各所管課と取りまとめなどを行う企画課、財政課及び施設営繕課との連携を密にするとともに、司令塔となる新座市行財政改革推進本部に情報等を集約化し、課題解決を図るという全庁的な推進体制を整備します。

また、社会経済情勢の変化などにより、内容の変更が必要となった場合は、推進期間内であっても随時見直しを行うものとします。

さらに、アセットマネジメントを推進するためには、職員一人一人が本計画を理解して取り組んでいく必要があることから、職員を対象とした研修会の開催等による意識の共有化を図ります。

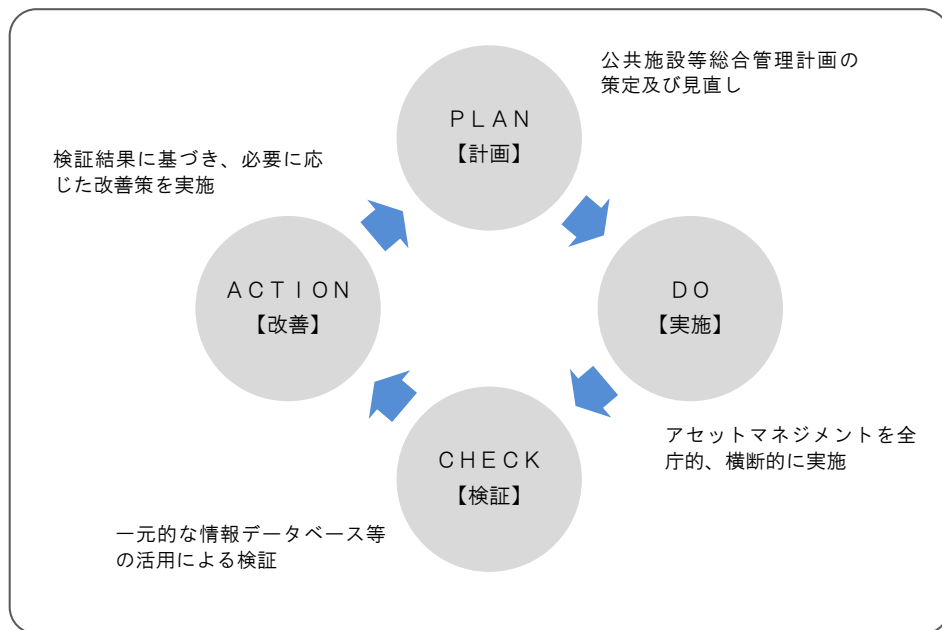
【 情報管理・共有方策 】

アセットマネジメントを推進するためには、公共施設等の一元的な情報管理や庁内での情報共有が必要です。このため、固定資産台帳などと連携した公共建築物及びインフラ資産の一元的な情報データベースを構築するとともに、これらの情報を庁内で共有します。



フォローアップの方針

新座市公共施設等総合管理計画のフォローアップについては、以下のようなPDCAサイクルによる継続的な改善を実施します。



【 問合せ 】
 新座市企画財政部企画課
 TEL 048-477-1782